

## 沖縄県個人情報保護審査会答申第 42 号 概要

①件名	沖縄県個人情報保護条例第 8 条第 2 項の規定に基づく目的外提供について
②実施機関	提供元：沖縄県知事（子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課） 提供先：沖縄県知事（子ども生活福祉部消費・くらし安全課）
③提供の目的	「子育て支援世帯ガソリン購入費助成事業」を実施し、県内の児童扶養手当受給世帯・特別児童扶養手当受給世帯・母子父子家庭等医療費助成対象世帯に対して経済的支援を行う
④諮問理由	沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）第 8 条第 2 項の規定に該当
⑩諮問年月日	平成 27 年 4 月 21 日
⑪答申年月日	平成 27 年 6 月 17 日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 「子育て支援世帯ガソリン購入費助成事業」に係る保有個人情報の子ども生活福祉部消費・くらし安全課への提供については、審議の結果、公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるため、提供を認める。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要） 当該事業は、県内の児童扶養手当受給世帯・特別児童扶養手当受給世帯・母子父子家庭等医療費助成対象世帯に対して経済的支援を行う事を目的としており、保有個人情報の提供は、公益上の必要があり、かつ個人情報について必要な安全管理体制が講じられていると認められる。 なお、受託事業者との契約においては、沖縄県個人情報取扱委託等基準（平成 20 年 2 月 13 日付け総総第 3507 号総務部長決裁）に沿った個人情報取扱特記事項を遵守させ、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いに十分注意するよう要望する。</p>